

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年9月13日（金）

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「動画制作支援業務委託」

(2) 業務内容

- ①動画制作支援ツールの提供
- ②動画企画書・構成案の確認及び助言
- ③動画試写版の確認及び助言
- ④配信後の動画またはYouTube区公式チャンネルの分析及びフィードバック
- ⑤報告書の作成

(3) 履行期間

令和6年11月25日（月）から令和9年3月31日（水）（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び令和7～8年度については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 プロポーザルに参加できる者の資格（資格要件、実績等）

参加表明書提出日現在において、次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び消費税及び地方消費税）
 - ③提案を行う事業所が所在する都道府県が発行する「法人事業税」の納税証明書
 - ④財務諸表（過去2年間）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 過去3年以内に、自治体において動画制作過程における作成ツールの提供および助言等コンサル業務を行った実績を有すること。
- (6) 動画制作支援業務委託事業者選定委員会が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案サービスに関する事項

動画制作支援ツールの機能性・操作性及び運用支援内容等

(2) 実績に関すること

他自治体や企業における実績の有無等

(3) 業務実施体制に関すること

業務担当者の対応範囲・人数及び実績等

(4) 報告書等における資料作成能力

(5) 経費の妥当性

提供サービスの内容と範囲を踏まえた経費

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区政策経営部広報広聴課

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所東棟4階403番窓口

電話：03-5432-2238 FAX：03-5432-3001

メールアドレス：SEA02064@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業者選定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和6年9月13日（金）から令和6年9月27日（金）まで

②交付場所 政策経営部広報広聴課及び区公式ホームページ

③交付方法 窓口での希望者への直接交付及び区公式ホームページでの希望者自らによるダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土、日、祝祭日を除く）

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和6年9月13日（金）から令和6年9月27日（金）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝祭日を除く）

②提出場所 政策経営部広報広聴課

③提出方法 窓口へ直接持参又は郵送（必着）

④参加辞退 参加辞退届（様式3）を交付した書類と合わせて速やかに提出

(4) 質問の提出について

①受付期間 令和6年10月4日（金）から令和6年10月10日（木）午後5時（厳守）

②提出方法 様式4「質問書兼回答書」により行うものとし、電子メールにより提出すること。電話や来庁による質問には応じない。

なお、送付先電子メールアドレスは、招請通知発送の際に別途通知する。

③回答方法 電子メールにより、質問者名を伏して、参加事業者全員に回答を行う。

回答予定：令和6年10月17日（木）

（5）提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和6年10月24日（木）午後5時（厳守）
- ②提出場所 政策経営部広報広聴課
- ③提出方法 窓口へ直接持参又は郵送（必着）

6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）関連情報を入手するための照会窓口 政策経営部広報広聴課
- （6）提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- （7）本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- （8）区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- （9）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- （10）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- （11）提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （12）提出された提案書は返還しない。
- （13）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （14）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- （15）提案書の提出後に「4. 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- （16）動画制作支援業務委託事業者選定委員会の構成員は次のとおり。
 - 政策経営部長 有馬 秀人
 - 政策企画課長 小泉 輝嘉
 - 広報広聴課長 中西 明子